

一般競争入札心得

社会福祉法人 愛護会

1、入札書記載金額

入札書には、消費税を含めた金額を記載するものとします。

2、入札等

- (1) 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式1）にて投函しなければならない。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、入札前に委任状（様式2）を提出しなければならない。
- (3) 入札書の提出を行う際に、算出した根拠となる内訳書を提出すること。

3、入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (3) 指定した入札書様式を用いない入札
- (4) 入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により必要事項が確認出来ない入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 設備の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

4、入札の辞退

- (1) 入札資格の確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。
但し、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。
- (2) 入札資格の確認を受けた者が入札を辞退する時は、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届を社会福祉法人愛護会に持参又は郵送して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

5、公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札執行回数は1回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは入札を取り止める。

6、その他

- (1) 委任状及び入札書の宛名は「社会福祉法人 愛護会 理事長 及川紀美子」とする。
- (2) 委任状及び入札書の様式はA4判サイズとする。
- (3) 入札書は封入せずに投函する。